令和７年度
地域密着型サービス事業所
整備（令和８年度開設）事業者
公募要項

令和７年４月

秦野市

（福祉部高齢介護課）

目　次

1	公募の趣旨	P.1
2	公募内容	P.1
3	応募資格	P.2
4	応募の無効	P.3
5	提案条件	P.3
6	全体スケジュール	P.5
7	開設予定事業者の選定方法	P.5
8	応募の手続き	P.5
9	本公募に係る質問	P.6
10	選考結果	P.7
11	選考後の手続き	P.7
12	注意事項	P.7

1　公募の趣旨

秦野市では、「第９期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス整備事業者を適切かつ公平に選考する観点から事業者を公募します。

なお、本公募は令和８年度に秦野市の指定を受け事業を実施する事業者を選考するために行います。

2　公募内容

(1)　開設年度

令和８年度中（令和９年３月３１日まで）に開設すること。

(2)　公募する地域密着型サービス、規模、整備圏域

種　　別	募集数	整備圏域
看護小規模多機能型居宅介護	１事業所 （登録定員２９名以下）	市内全域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	１事業所	市内全域

圏 域 名	地 区 名　※市内の９中学校区を基本としています。
東部圏域	大根地区、鶴巻地区
中部圏域	本町地区、南地区、南が丘地区、東地区、北地区
西部圏域	西地区、渋沢地区　※　上地区含む

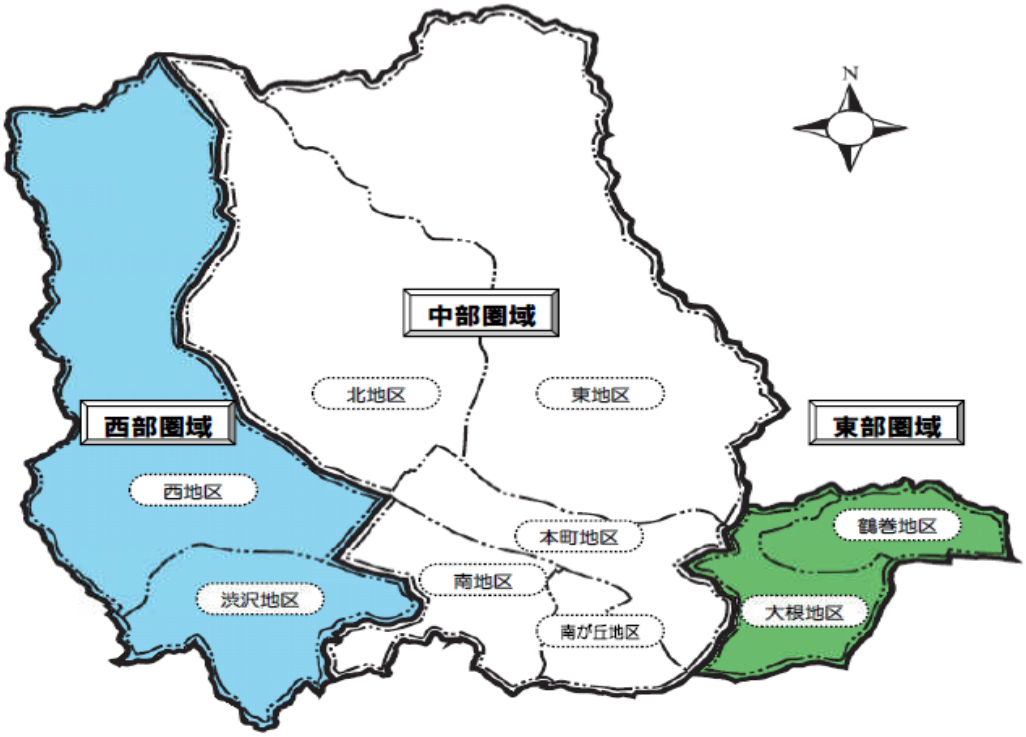

3　応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを応募時点から選定まで満たしている必要があります。また、指定候補事業者に選定された場合は、事業所指定及び開設までの期間も引き続き満たしている必要があります。

(1)　法人格を有していること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する法人でないこと。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をしていないこと。

(4)　破産法の規定に基づき破産手続開始の申立がなされていないこと、手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過している又は応募書類提出日前６か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。

(5)　法人税、消費税、法人事業税又は法人住民税を滞納していないこと。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第６号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人及び個人でないこと。なお、事業者の決定等により暴力団の活動に利すると認められた場合は、秦野市暴力団排除条例第７条に基づき、当該決定を取り消します。

(7)　高齢者福祉に熱意と見識を有し、応募する地域密着型サービスを運営するために必要な経営基盤と社会的信用を有していること。

(8)　第９期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に賛同し、本計画の推進に協力すること。

(9)　法人が運営する事業所において、過去５年の間に介護保険法における指定若しくは許可の取り消し、全部効力の停止、又は、要介護者や要支援者の人格尊重、介護保険法もしくは介護保険法に基づく命令遵守の義務への違反による一部効力停止の処分を受けていないこと。

(10)　法人が運営する事業所において、過去５年の間に老人福祉法第１９条による事業の停止若しくは廃止の命令、許可の取り消し、又は、第２９条１６項による事業の制限又は停止の命令を受けていないこと。

(11)　法人が運営する事業所において、過去５年の間に社会福祉法第７２条による事業の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取り消しを受けていないこと。

(12)　法人が運営する事業所において、過去５年の間に重大な問題等を起こしたことがなく、また運営指導において重大な指摘事項がないこと。

4　応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

（1）　応募資格がない法人の場合。

（2）　応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。

（3）　事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接的に市職員、市公的介護施設等設置・運営法人選考委員等の本件関係者に接触を図った場合。

（4）　応募者が建設用地の土地利用制限などについて関係部署・関係機関等と協議を行っていないと確認された場合。

（5）　上記のほか、市長が不適当と認めた場合。

5　提案条件

次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととする。

（1）　用地

ア　市街化区域内に整備すること。

イ　建設用地は、原則として応募する事業者が所有すること。ただし、現在所有していない場合は、以下のいずれかの要件を満たすこと。

（ｱ）　売買の予定がある場合は、確保の見込みがわかる書類（土地売買契約書、土地売買予約契約書、停止条件付土地売買契約書など）を提出すること。

（ｲ）　地上権を設定する場合は、当該事業の存続に必要な期間（３０年）に渡り設定される見込みがわかる書類（地上権設定契約確約書など）を提出すること。

（ｳ）　賃貸借契約による場合は、契約が当該事業の存続に必要な期間（３０年）に渡り締結される見込みがわかる書類（土地賃貸借契約確約書など）を提出すること。

ウ　建設用地に抵当権等の事業を継続するにあたり支障となるような権利設定がないこと。

エ　事業計画等について、施設予定地の地区代表者（自治会長等）、隣接地権者及び近隣住民に対し、十分な説明を行うこと。

オ　他の事業を併設することも可能とする。ただし、同一建物内又は同一敷地内の高齢者向け集合住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）の入居者のみへのサービス提供は行わないこと。

カ　整備予定地が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に該当する区域で

ないこと。該当する場合は、開設までに当該警戒区域の解除及び指定の基準に該当しないようにすること。

キ　整備予定地が原則として洪水ハザードマップに該当する区域でないこと。該当する場合は、安全上必要な対策を講ずること。

(2)　建物・設備

ア　公共性を意識し、豪華、華美な建設仕様等により入所者等に対する過重な負担にならないよう配慮するとともに、周辺環境の景観と調和した施設になるよう配慮すること。

イ　本市規則で定める設備運営基準及びその他法令に沿った内容であること。なお、潤いのある生活環境及び省エネルギーにも配慮（屋上緑化、太陽電池パネルなど）すること。

ウ　２階以上の階層に居室を設ける場合は、可能な限り居室に面したバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続すること。１階の場合であっても、２方向以上の避難経路を確保すること。

エ　周辺住民に配慮した建設設計とし、市及び関係機関から指示があった場合には、適切な措置を迅速に行うこと。

オ　工事、施工業者の選定にあたっては、補助金内示後入札により決定すること。

(3)　運営

ア　介護保険法及び市条例等に定められた指定基準を満たし、開設日までに市から事業者指定を受けること。その他のサービスを併設するときも法令による基準を満たすこと。

イ　安全で明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた事業所になるよう配慮すること。

(4)　その他

ア　地域バランスの観点から既存の事業所に接近しないよう、立地に配慮した事業計画に努めること。

イ　地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設されたことを踏まえ、秦野市の被保険者のみにサービスを提供すること。ただし、「秦野市地域密着型サービス事業所等の指定及び指定に係る同意等の基本方針」に基づき認められた場合を除く。

ウ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備応募事業者については、夜間対応

型訪問介護の併設に努めること。

エ　上記に掲げるもののほか、必要に応じ市と協議すること。

6　全体スケジュール

補助金を活用して整備を行う場合の公募スケジュールは次のとおり実施します。なお、補助金を活用しない場合は、随時日程調整を行って実施します。

期　間	内　容
令和７年４月１日（火）	ホームページ掲載
令和７年８月１日（金）	広報はだの掲載、事前相談開始
令和７年１２月２６日（金）	事前相談期限
令和８年１月５日（月）～ 令和８年１月１６日（金）	応募受付期間
令和８年２月中旬（予定）	一次審査、二次審査
令和８年３月中旬（予定）	開設予定事業者の決定・公表

7　開設予定事業者の選定方法

（1）　事業者の決定方法

ア　「秦野市公的介護施設等設置・運営法人選考委員会」において、一次審査（書類審査)、二次審査（プレゼンテーション審査）に基づいて審査・評価した結果をもとに、市が選定します。

イ　予定事業者の応募がない場合又は、予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

ウ　審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。

（2）　予定事業者の公表

予定事業者決定後、決定した予定事業者名等を公表します。

8　応募の手続き

本公募に申込を希望する事業者は、次のとおり申込書等を提出してください。

（1）　提出書類

別紙「令和７年度地域密着型サービス事業所整備（令和８年度開設）事業者公募申込書の作成について」に記載の書類及び関係資料

(2)　受付期間

ア　事前相談期間

　随時。ただし、補助金を活用して整備を行う場合は、令和７年８月１日(金)から令和７年１２月２６日（金）まで

イ　応募期間

　随時。ただし、補助金を活用して整備を行う場合は、令和８年１月５日(月)から令和８年１月１６日（金）まで

(3)　受付時間

８：３０～１２：００又は１３：００～１７：００

土曜日・日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。

(4)　提出場所

秦野市役所本庁舎１階　高齢介護課窓口

(5)　必要部数

１部（原本）及び電子データ（提出先：kourei@city.hadano.kanagawa.jp）

(6)　留意事項

ア　事前相談がない事業者の応募は受け付けません。

イ　事前相談・応募書類提出ともに事前に電話予約（0463-86-6583）をお願いします。

ウ　事前相談の際は事前相談票、平面図及び計画予定地の写真を準備のうえ、来庁してください。事前相談票はホームページからダウンロードできます。

エ　提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。

オ　応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

　また、応募期間内に応募資料が全て整わない場合や市から別に期間を定めて行う応募資料の追加等に応じられない場合には、応募を辞退したものとみなします。

カ　応募資料については、審査・選考後においても返却しません。

キ　本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、市はその責任を負いません。

　また、求償権等の行使についても同様です。

９　本公募に係る質問

本公募に質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

(1)　質問方法

　　質問期間中に、質問票にその内容を記載し、秦野市高齢介護課へ電子メール（kourei@city.hadano.kanagawa.jp）で提出してください。

(2)　質問期間

　　随時対応します。

(3)　留意事項

ア　窓口や電話等による質問は受け付けません。

イ　他の応募者に周知することが適当と市が判断した質問は、ホームページに掲載します。

ウ　審査選定内容、介護保険法に基づく指定基準など法令等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等などは回答することはできません。

10　選考結果

選考結果は、文書により通知します。

本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

11　選考後の手続き

(1)　整備計画の調整

　　必要に応じ市と協議のうえ、提案された整備計画の内容等を一部変更していただく場合があります。

(2)　整備計画の中止

　　計画選定後、事情により整備計画を中止せざるを得ない場合は、速やかに申し出てください。

(3)　重大な不備が判明した場合

　　計画選定後の事情の変化により重大な不備のあることが判明した場合には、整備計画として認めない場合があります。

(4)　事業者の指定等について

　　予定事業者として選定された場合であっても、指定を確定したものではありません。施設整備後、市の指定を受けることとなります。

12　注意事項

(1)　他の応募法人の整備計画の内容に関しての問い合わせについては、一切応じません。

(2)　審査・選考の結果については、市は一切の異議申し立てには応じません。
(3)　選定後において運営法人の変更、土地の変更及び開設許可が得られない場合等応募内容に重要な変更が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。
(4)　書類提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者の署名のある辞退届を提出してください。
(5)　運営事業者として選定された後に辞退することは、市の計画全体に大きな支障をきたすため、原則認めません。
(6)　開設後、レイアウトや人員配置、運営方針等の選考に影響がある内容に変更が生じた場合は、指定を取り消すことがあります。